

ある1つの〈革命〉の話

—インクルーシブな高等教育と共生の福祉情報—

柴田邦臣

津田塾大学

ある1つの〈革命〉の話

これから、情報と教育をめぐる、ある〈革命〉とでも呼ぶべき話をしたいと思う。

2016年、その〈革命〉を決定付ける1つの法律が施行される。「平成二十五年法律第六十五号」、正式な名を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「解消法」)という¹⁾。

この法律を標旗とする一連の流れは、これまで「障害者福祉」とか「特別教育」というくくりで語られてきたものなので、ずいぶん個別で限定的な内容に見えるかもしれない。しかしながらその実体はまさに時代の激動期を画し、広く社会を変え得る〈革命〉とでも呼ぶべき変革なのだ。より重要なのは、それが高等教育にかかわる組織、情報技術を研究する人すべてに決定的な影響を与える点である。

本稿の主眼は、この変化を他人ごとではなく、皆に共通する〈革命〉であることを示すところにある。本稿を読んでくださる方は、情報技術を専攻する大学教員・大学院生であったり、企業の研究職であったりされる方が多いだろう。それを実感するために、私たちに最も身近で分かりやすい話から始めたいと思う。

「差別解消法」という〈革命〉

まず、本当にこれらが〈革命〉と呼べるようなものなのか、具体的に整理してみよう。

実はすでに、この「解消法」の対応のために、皆さんのお勤めの大学・企業の関連部局は、準備で大騒ぎになっているはずだ。「解消法」第九条では「国等職員対応要領」が、第十条では「地方公共団体等職員対応要領」の制定が明記されている。「対応要領」は国立大学・研究所ごとに定める必要があり²⁾、現在は国立大学協会等の原案を元に準備の真っ最中である。私立大学・民間企業も、第十一条に従い「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に従う義務があり、学内・社内整備が求められる。

これらが一般企業や社会であまり話題になっていない理由は、特に民間事業者には努力義務にとどまり、罰則があるわけではないからである。しかし私たちが所属する教育研究機関の場合、社会的責務の重さという点からも、「遵法しない」という選択肢はない。そこでこれから、具体的にどのような変化がもたらされるのか、その実像に迫りたいと思う。

□ 意識の転換：「障害の社会モデル」

まず、「解消法」は、私たちの意識・考え方に、1つの〈革命〉をもたらし得る。

「解消法」第五条：行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

「解消法」第五条は、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整

備」に関して、私たち「行政機関等及び事業者」のすべてが、努力しなければならないと明記している。ここで重要なのは、「社会的障壁」という言葉である。私たちはこれまで、「障害のある人は、恵まれない人たちだ」と考えてきた。端的に言ってしまえば、その人の身体や知的な機能に制約がある故に、普通の人にはできることが普通にはできない人、というイメージに固執してきた。しかし、それは間違っている。人間という存在は、環境と技術が整えば、大抵のことができる。歩けない人には車いすが、階段を昇れない人もエレベーターがあればどこにでも行ける。台詞が聞こえない人には字幕があれば伝わるし、電話が使えない人もメールができればコミュニケーションがとれる。「障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるもの」³⁾なのである。

障害のある人が、何かができない理由は、その人の身体状況ではなく、その人の置かれている社会環境や技術・資源の状況による。「解消法」はその「障害の社会モデル」と言われる理論を、初めて強制力をもって実社会にもたらすものであった。第五条は、私たちすべてが自分の担当する業務に関し、障害等の理由があって、何かができないという人に対して、その人ができるように配慮し、環境づくりをしなければならない、という意味になる。私たちが思ってきた以上に、「解消法」は、社会全体に根源的な変化をもたらそうとしている。

□ 範囲と内容の拡大：「合理的配慮」

もっとも問題は、私たちの「意識」とどまるものではない。私たちの業務内容そのものにも、〈革命〉的变化を要求することになり得る。

「対応要領」「対応指針」とも、具体的に私たちが行わなければならない「合理的配慮」の例を、詳細に示している。その配慮が合理的に必要であれば、それは誰に対しても、確実に実施されなければならない。

「対応要領」第五条：教職員は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、別紙留意事項の示すところにより、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

では、私たちが配慮の対象としなければならない範囲はどうなるだろう。すぐ思い浮かぶのは教育・研究指導の対象である学生・院生・研究生だろう。さらに留学生、科目等履修生などの短期の受益者も、その中に含まれる。ただし、大学の場合はそれにとどまらない。入試の受験生も該当するし、場合によっては主共催する行事・研究活動の参加者も対象となり得るのである。

特に大学という組織は、境界が緩やかな同心円的な組織構造をしている。普通の企業の場合は、顧客・ユーザに限られる「解消法」の対象も、大学や研究機関の場合は、構成員である学生・院生らもサービスの対象になるし、その周辺にはさらに留学生、科目等履修生など一時的なユーザ、協力者が存在している。高等教育・研究機関に関係する対象範囲は、驚くほど幅広くなり得る。

一方で「合理的配慮」は、特に教育機関ときわめて相性がよい。なぜなら教育とは、reasonableに配慮を行うことで進められていくものだからだ。「良い指導」とは、「適切な配慮」そのものだろう。合理的配慮は、教育全体に通底し得る概念なのである。

高等教育と情報技術の〈革命〉

□ インクルーシブ教育支援

法制度の変化だけでも、私たちに慮外の衝撃を与えていることを指摘してきた。しかし本稿にとってより重要なのは、これらの〈革命〉が、私たちの教育・研究に関する考え方を、根底から変えかねないという点である。

すでに多くの障害学生支援の現場では、これらの〈革命〉を引き受けた挑戦がいくつもなされているが、直接担当されていない方々には、なじみのないもの



も多いと思う。手前味噌ながら、津田塾大学の具体例から見てみたい。

多くの大学同様、本学でもバリアフリー支援室を中心に、障害のある学生の入学に合わせて支援策の拡充が図られてきた。とはいえ障害は多様で支援内容も多岐に渡る。これまでは在籍する学生の障害に合わせ、その都度、特別に対応するというスタイルにとどまっていた。いまだ、そのような支援が主流の大学も多いだろう。

そこで本学では、来年(2016年)の「解消法」「対応指針」施行を踏まえ、2015年度からバリアフリー支援室を拡充するかたちで「インクルーシブ教育支援室(IES)」を立ち上げた。IESは、従来の障害学生支援に加え、以下の工夫を凝らすようにしている。

- 障害学生への支援を、より多様な学生と共に学べるような教育環境の改善に繋げる工夫
- 障害学生支援が、場を共有する他の学生への教育効果をも同時にもたらすようにする工夫

実際のところ、障害のある学生向けの支援の応用範囲と効果は、予想以上に広い。たとえば、他大同様、本学でも視覚障害のある学生には、印刷教材をテキストデータ化し、読み上げソフトで読み上げたり、必要に応じ点字プリンタで印刷したりしている。ところが発達障害の学生の中には、読むことに不得手であったり集中して理解できないという人も多い。テキストデータを読み上げながら学習の方が効果が高いという学生もいる。

また、本学は特に語学用の映像教材を多用しているため、視覚障害の学生向けのシーン説明(ディスクリプション)や字幕(キャプション)のデータ提供も実施している。その同じノウハウを使って「障害がない」とされている学生、特に留学生の学習支援も可能になると考えられよう。このように、ある特定の障害学生向けと考えられてきた支援が、より広範囲の学生に役に立つ事実が発見されることで、教育現場は大きく変わろうとしている。

図-1は本学IESで重点的に取り組んでいる支援活動だが、1つの支援がより多様な学生・参加者に波及し、教育環境の変容に繋がり得ることが現れて

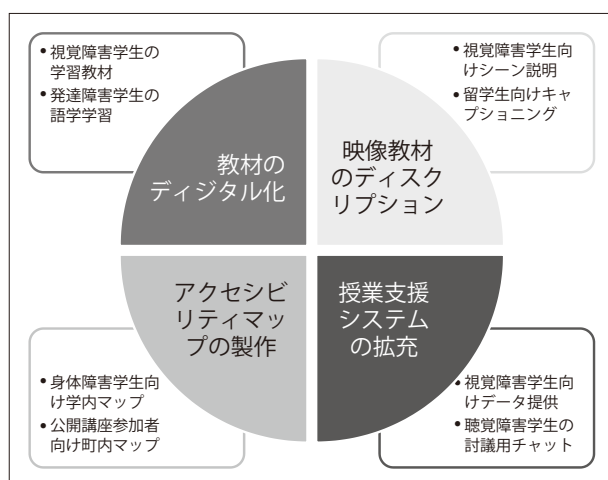


図-1 津田塾大学のインクルーシブ教育支援

きている。これまで特殊教育、ないしは特別支援教育という、どうしても「障害のある学生を特別に支援する」というイメージがつきまとってきた。しかし現在、試みられているインクルーシブ教育は、障害のある学生だけではなく、その周りの多くの学生にも波及するうねりとなりつつある。

□ 高等教育における情報化

最後に強調しておかなければならないのは、この〈革命〉が〈情報化〉と軌を一にしている点である。本学でも、障害のある学生の支援はパソコン、タブレットなどの情報技術が主役を担っている(図-2)。

実際のところ、大学における障害学生支援は、「高等教育の情報化」と、まったく同じ意味を示している。現在どの大学でも「Blackboard」「Moodle」といった教育支援システムが導入されているが、大抵それらで実現している「教材のデータ配布」は視覚障害学生にとって不可欠だし、「Q&A・コメントのインタラクティブな活用」は、発話に障害がある学生にはきわめて便利な機能だ。コンテンツまで遠隔で利用することができるシステムであれば、移動に困難があっても連日、長時間登校するのが厳しい学生にも、在宅学習など多様な修学方法を提示できる。

近年アメリカ等では、MOOCs(Massive Open Online Courses)など大学の授業をネット上で受講できるシステムが活況を呈しているが、それらが特に障害のある学生に活用されている点も、忘れるこ



図-2 津田塾大学インクルーシブ教育支援室での活動

とはできない。教育上での情報インフラの推進は、ほぼ確実に障害学生の支援となり得る。情報技術を専攻する私たちがその一翼を担っていることは、強く自覚されなければならない。

教育・情報・共生の〈革命〉

法制度にしても、教育の現状、特に情報化という観点からも、ここで述べてきた「障害のある人への支援」は特殊なテーマと考えられてきた。より精確に言えばそのテーマは、社会的に意味はあっても特定領域の話であり、高等教育・研究に携わる私たちにとっては、直接専門としなければ関係がなく、せいぜい自分が開発したシステムのユーザになり得るか程度しかかわりはないと思ひこんできた。

しかし、特に情報技術の世界で、高等教育や研究の担い手として生きていくのであれば、「障害のある／ない」という問題は、私たちにとって根幹の一部を占めるものでなければならない。

その理由は、法的に求められるだけではなく、本質的に2つ現前する。まず、「教育」そのものが、それを求めてやまない。「教育」はそもそも、「知っている人・できる人」が、「知らない人・できない人」に、知識や技を伝えて、「できるようになる」ことである。だからこそ、「できない人＝障害者」に伝える技術＝インクルーシブ教育は、初等・中等・高等どの段階においても、「教育の中の教育」とでも呼ぶべき意義を持たなければならない。高等教育と障害者をめぐる〈革命〉が生起している理由は、「知らない人に教え、できない人ができるようになること」という、教育そのものの源泉から生まれているのである。

もう1つの意味は、私たちが専攻する「情報技術」そのものの、社会的価値に由来する。どう述べよう

と、現実の情報技術は、誰かと誰かが情報交換し、コミュニケーションするためのものであろう。その意味で、どのような情報技術も、本質的には、「人に伝え共有するためのもの」であるといえる。自らという存在と他者という共存在を繋ぐテクノロジーのことを、私たちは情報技術と呼んできたのではないだろうか。

だとするならば、そのような情報技術の恩恵を、第一に受けるのは、障害者だといっても過言ではないと思う。本稿のインクルーシブ教育の例が示してきたように、情報技術の進展そのものが、障害者に学習環境を提供し、社会に参加する機会を切り拓いている。障害者をめぐる〈革命〉が結実し得るか、社会にとっても〈革命〉たり得るかは、情報技術の発展のありようが握っているのである。

現実には、情報社会は、共生社会となり得る。私たちの研究に社会的価値があるならばその原拠は、まさにそこに在る。それでは、私たちの教育・研究は、本当にその〈革命〉を結実させ得るだろうか。今、開発しているデバイスは、アプリケーションは、ユーザインタフェースは、障害者を排除していないだろうか。あなたの「それ」は、自らと他者が共生する社会の一里塚たり得ているだろうか。

どんなに感動的にみえる講義であっても、聞く人を選ぶようなものが、優れた教育であるはずがない。どんなに便利にみえるテクノロジーも、使う人を限定したり排除したりしているようなものが、社会的評価に耐え得ることもない。高等教育と福祉情報をめぐる〈革命〉は、私たちがその担い手たり得るのかを、鋭く問い質すものでもある。

参考文献

- 1) 内閣府：障害者差別解消法(2013).
- 2) 全国高等教育障害学生支援協議会：障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)(2015).
- 3) 文部科学省：文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)(2015).
(2015年9月24日受付)

柴田邦臣 (正会員) kshibata@tsuda.ac.jp

津田塾大学芸学部教員、メディアスタディーズコース運営委員長、インクルーシブ教育支援室ディレクター、日本学術振興会 (PD)、大妻女子大学教員を経て現職。

